



～あなたも民商の共済会に～
会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2020/4/6

NO.363 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

協会けんぽの3月分（4月納付分）からの健康保険・介護保険の料率が変わります

健康保険の保険料率は、9.63%から9.58%へ変更となります。

介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの方）は、健康保険料率9.58%に介護保険料率1.79%が加わります。

給与から社会保険を天引きしている場合は注意しましょう。

会場

民商事務所



日時

4月10日（金）

午後1時30分から
午後3時まで

会員さんには、中
条民商から案内文書が届きます。

◆ 年度更新の対象となる会員さんには、中
条民商から案内文書が届きます。
◆ 労働保険の新規加入を受付しています。
労災保険は、事業主や大工、左官などの
一人親方等及びその家族従事者は、申請
により特別加入できます。

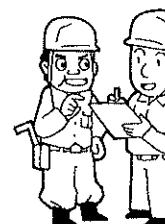
申し込み希望者は、事前に民商へ連絡をお
願いします。

労働保険

年度更新手続のお知らせ

会場

民商事務所



日時

4月6日（月）

午後3時から

建設業許可を取得している業者は、毎年
決算期終了後4ヶ月以内に、決算に基づく
変更届出書を提出しなければなりません。
個人建設業の令和元年度決算による変更届
は4月末が提出期限です。作成のためには、
該当の方には、案内文書を送付いたしま
したので準備をお願いします。

建設業許可「変更届」提出の相談会

消費税申告の提出はお済ですか？

令和元年分の確定申告及び消費税申告を
まだ提出していない方は4月16日（木）が提
出期限です。忘れずに提出しましょう。

新型コロナで払えない税金

納税緩和措置の活用を

新型コロナウィルスの影響で売り上げが
減少し、納税が困難になった場合、「納税の
猶予」や「換価の猶予」などの緩和措置制
度を積極的に活用しましょう。「税金が払え
ない」とお悩みの方は民商へご相談を。

民商の共済

3日以上の入院をしたら…

「入院見舞金」の請求をお忘れなく

■ 30日以内の入院は、病院発行の請求書
または領収書のコピーを提出してください。
見舞金が受け取れます。

※ 入院などとした場合は、民商へ連絡をお
願いします。請求書を記入して頂きます。

会場

村上民商事務所
新潟中央法律事務所

日時

4月16日（木）

午前1時30分

弁護士

小淵真理子弁護士

※ 相談受付締め切り 4月13日（月）

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
事務局まで連絡を。